

是正又は改善を要する事項

監査担当者 主査 小檜山 亜沙美
主事 泉田 賢

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	社会福祉法人栄和会 ゆもと児童クラブ	
監査実施年月日	令和6年10月24日(木)	
事項	内容	根拠
職員の配置について	<p>土曜日の開所時間について、運営規程では午前8時から午後6時までと規定しているが、6月15日については、午後3時から午後6時の時間帯が補助員二人のみの配置となっていた。</p> <p>市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上(うち1人は補助員でも可)を配置しなければならないと定められている。</p> <p>これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。</p> <p>職員の配置基準を満たしていない日については開所日とすることはできない。</p>	<p>いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第2項</p> <p>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について当該放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p>

<p>安全計画の策定について</p>	<p>安全計画が未策定である。</p>	<p>いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
--------------------	---------------------	---